

横 浜 市 会 第3回
定例会 会 議 錄
〔 速 報 版 〕

議案関連質疑（令和7年9月9日）

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

○議長（渋谷健君）これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。横山勇太朗君。

[横山勇太朗君登壇、拍手]

○横山勇太朗君　自由民主党横浜市会議員団の横山勇太朗です。会派を代表いたしまして、本定例会に上程されている各議案のうち市第18号議案、市第19号議案、市第21号議案、水第1号議案及び市第38号議案に関連して順次質問してまいります。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。中山竹春市長、このたびの横浜市長選挙における御当選誠におめでとうございます。今回の選挙では前回よりも多い66万票以上を獲得され、次点候補の2倍以上の得票となりました。これは大変な重みを持つ結果であると我が会派としても深く認識しております。また、本市の人口は377万人を超える大都市であることを踏まえますと、横浜市長のリーダーとしての責任と覚悟は極めて大きなものであると考えております。今後の市政運営においても、選挙公約である14の政策の実現に向けて、バランスを重視するだけでなく時には大胆な決断を持って力強く前進していただきたいと願っております。私たちも市民の代表として是々非々の立場から建設的な議論を重ね、市長とともによりよい未来の横浜を築いていきたいと思っています。ぜひとも市民の皆様の声を施策に反映させるべく今後とも市政の発展に向けて責任と約束を果たすために全力でのお取組をお願いします。

それでは、質問に移ります。

初めに、市第18号議案横浜市斎場条例の一部改正について伺います。

横浜市では年間4万人を超える方がお亡くなりになり、今後も増え続けることが予想されています。本市には現在、市営斎場が4か所、民営斎場が1か所営業しており多くの火葬を行っています。そのような中、鶴見区大黒町において新たな市営斎場となる横浜市東部斎場の整備が進んでいます。今回の条例改正では東部斎場のオープンに向け靈安室などの施設利用料が設定されていますが、火葬料の改定はありませんので、例えば市内成人の火葬料1万2000円をはじめとした現行の火葬料は変わりません。一方、他の自治体ではここ数年、民営火葬場において火葬料の値上げが続き住民の負担が増していることが報道されています。

東京23区内には9か所の火葬場がありますが、公営は2か所のみ、7か所が民間営業です。そのうち6か所を運営していた東京博善株式会社が中国資本の傘下となり、営業方針の下、近年火葬料金を相次いで値上げしていることが問題視され始めています。東京23区内は3分の2の火葬場がこの東京博善の運営であり、火葬のみで7万5000円プラス燃料費であり、現在は火葬だけで9万円前後となっています。本市は1万2000円です。全国的に見ても無料から2万円の中で収まっています。民営ですから、高騰が続く物価や人件費、またサービスに係る費用を火葬料や施設使用料で全額を賄うことはおかしいことではありませんし、営利企業ですから利益を得る必要があります。しかし、火葬場は多くの方が利用する公共インフラに近い施設ではないでしょうか。

そこで、火葬場の必要性について市長に伺います。

私は、公共施設は市民の皆様の税金で建設する以上、その利用料は適切な受益者負担割合の下に設定するべきと考えています。さらには無料や負担ゼロという行政サービスについては懐疑的だという意見の政治家もあります。しかし、火葬については市民の99.97%が利用し、かつ人生で一

回だけです。利用については非常に公平性の高いインフラです。そもそも火葬が受益に該当するのかも懐疑的で、無料であってもよいのではないかとの個人的な思いもあります。本市財政局が公表する市民利用施設等の利用者負担の考え方では火葬施設は5割程度の利用者負担と記されています。

そこで、実際の火葬料はどのような考え方で設定されているのか、市長に伺います。

東部斎場のオープンにより火葬需要への対応は大きく進むことが期待されます。今後も横浜市の火葬が商売に傾向しないことへの要望、そして火葬難民が発生しない横浜市であることを願って、次の質問に移ります。

次に、市第19号議案旅館業法施行条例の一部改正について伺います。

全国的にインバウンドが増え、横浜市においても2024年の観光客数、観光消費額ともに過去最高を記録するなど大いに観光業界は盛り上がっています。宿泊施設では現在、フロントで宿泊者の本人確認を行っていますが、今回の改正ではこのフロントに関わる基準等の見直しをすると聞いています。

そこで、今回の改正の趣旨について市長にお伺いいたします。

さらに、今回の改正は観光を支える重要なインフラである宿泊施設の運営に関する規制緩和ということですので、日帰り観光客の多い横浜市において宿泊客を伸ばすという観点でも少なからず効果が期待できるのではないかと思います。そこで、今回の改正は横浜の観光振興においてどのようなメリットがあると考えるか、市長に伺います。

観光振興の推進には様々な要素が関わります。今回改正された宿泊施設に関する見直しはその一側面でしかありません。観光振興に関わる様々な切り口において規制の見直しや効果的な支援などを進めることでさらなる観光振興に取り組んでいただくことを期待して、次の質問に移ります。

次に、市第21号議案災害用トイレトレーラーの取得について伺います。

現在、国においては防災庁設立に向けた準備が進められており、我が国における防災施策の充実が期待される中、国会においてはトイレ、キッチン、ベッド、いわゆるTKBに関する議論も行われています。本市でも今回のトイレトレーラーのほか、キッチンカーや簡易ベッドなども購入し、それらを合わせ災害時にTKBユニットとして一緒に活用する予定とのことです。今回導入予定のトイレトレーラー5台はトイレの部分を担う大変重要な基幹車両となります。TKBユニットは収容人数を300人と想定し、トイレトレーラーには1台3基のトイレを備えスフィア基準を満たすことができるよう考慮していると聞いています。本市は防災イベント等でトイレトレーラーを展示するなどの活用により災害時のトイレ対策の普及啓発につなげていくと聞いています。一方でTKBユニットはトイレだけでなく温かい食事を提供するキッチンカーや就寝環境を整えるための簡易ベッドなども備えており、避難生活を支えていくためにはそれら全体をしっかりと機能させることが重要と考えます。

そこで、TKBユニットをしっかりと機能させるためどのように取り組むのか、市長に見解を伺います。

次に、水第1号議案水道管破裂事故についての損害賠償額の決定について伺います。

今回破裂した水道管は昭和37年に布設された鉄管だと聞いています。昭和37年というと高度経

済成長期に当たり急激な人口の増加に伴い水道をはじめとする都市インフラの整備が加速していた時期もあります。現在、高度経済成長期に整備した水道管が更新時期を迎えており、老朽化対策を進めていかなければならぬと思います。このような中、国は今年6月に第1次国土強靭化実施中期計画を閣議決定し上下水道施設の戦略的維持管理、更新を施策として位置づけました。水道局ではこれまで老朽化した鉄管の更新を重点的に進めているところですが、鉄管以外にもどのような水道管を対象にしているのか気になるところです。

そこで、本市が更新対象としている水道管の考え方について水道局長にお伺いします。

老朽化した水道管を着実に更新するためには、財源の確保はもちろん工事を進めるに当たって交通量の多い幹線道路では地下に埋設してあるガスや電気関係の企業との調整などの課題もあると思います。そこで、老朽管更新工事を着実に進めるための対応について水道局長に伺います。

閣議決定した第1次国土強靭化実施中期計画の上下水道施設の戦略的維持管理、更新を進め市民生活を支える水道を将来にわたり持続可能なものにしていかなければなりません。水道局にはぜひとも局長を先頭に一丸となって関係者とも連携しながら耐震化とともに老朽管の更新を着実に進めることを期待しています。

次に、市第38号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第2号）、信用保証料助成事業について伺います。

長引く原材料高騰に加えて8月には米国により相互関税措置が導入され、様々な産業への影響、地域経済へも波及することが懸念されています。景気の先行きについて不透明な状況となり、企業経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。こういった経営環境の変化に中小企業の経営者も身構えている状況ではないでしょうか。

そこで、現在の市内経済の状況をどのように受け止めているのか、市長に伺います。

今回の補正予算では企業経営にとって重要な資金繰りの支援を強化することを打ち出しています。新たに3つの融資メニューを創設し借り入れ時の保証料の助成を行うことにしています。

そこで、資金繰り支援を強化する狙いについて市長にお伺いします。

中小企業の皆さんから物価高騰の影響を直接伺うこともあります。また、米国関税措置の影響が即座に表れず、取引先企業との関係で遅れて影響を受ける中小企業も今後出てくることも想定されます。先行きを心配する中小企業にとって新たな資金繰り支援策は大変心強いものです。先回りしていただいた経済局に感謝申し上げます。引き続き特別経営相談窓口で企業の相談をしっかりと受け止め、今回拡充する資金繰り支援策などにより横浜経済を支えている中小企業の皆様をしっかりと支えていただくことをお願いし、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

[市長 山中竹春君登壇]

○市長（山中竹春君） 初めに、祝辞をいただきましてありがとうございます。横浜のかじ取りを再び担う責任の重さを痛感しております。二元代表制の下、建設的な議論を重ねながらよりよい横浜の未来を描き、そして実行に移してまいりたいと考えております。

それでは、横山議員の御質問にお答えをいたします。

市第18号議案について御質問をいただきました。

火葬場の必要性ですが、我が国においては亡くなった方の99.9%が火葬されており、ほとんどの方がこの方法で見送られております。また、火葬場は火葬を行うだけでなく故人を敬い家族や友人が心の整理をする尊厳あるお別れの場としての役割があります。市民生活において非常に重要で不可欠な存在であると認識しております。

火葬料設定の考え方ですが、御遺体の火葬に要する燃料費等の実費相当額を御負担いただくことを基本に設定しています。なお、市営斎場のため市内にお住まいの方と市外の利用者の方で異なる料金設定をしております。

市第19号議案について御質問をいただきました。

旅館業法施行条例の一部改正の趣旨についてですが、今回の改正はＩＣＴ技術の進展や人手不足の状況を踏まえた国の規制緩和を受けたものであります。従来従業員による本人確認が必要であったホテル等のフロント業務について、セキュリティー対策を前提に人を介さない自動チェックイン機を用いた手法が認められたため所要の改正を行うものであります。

条例改正による観光振興におけるメリットですが、今回の改正により宿泊業における人的資源の有効活用が図られるとともに、例えば遅い時間でも無人でチェックインができるなど旅行者にとっての選択肢が増え宿泊施設のサービス向上にもつながります。こうした規制緩和によって宿泊客の受入れ環境の充実が進み、満足度向上、さらには本市の宿泊促進への寄与も期待できると考えています。

市第21号議案について御質問をいただきました。

TKBユニットをしっかりと機能させるための取組ですが、TKBユニットの運用には配管や配電、調理などの専門的なスキルを持った人材が必要となることから、現在、職能団体等との連携体制の構築を進めています。さらに、外部の有識者によるTKBユニットの導入に向けたアドバイザーミーティングを設け具体的な運用の検討や実働訓練の準備等を進めております。様々な担い手がTKBユニットのワンチームとして機能するよう取り組んでいきます。

市第38号議案について御質問をいただきました。

現在の市内経済の状況についての受け止めですが、令和7年4－6月期の本市景況・経営動向調査における自社業況BSIはマイナス15.3と前期に比べて6.2ポイントの低下となっています。業種別の動向では、米国関税措置の影響等により鉄鋼、金属業の悪化が顕著であります。また、原材料価格の高騰や人手不足もあり、小売業や飲食店、宿泊業も悪化し厳しい経営状態が続いていると受け止めています。

資金繰り支援を強化する狙いですが、米国の関税措置に伴い様々な分野で中小企業に影響が及ぶことが懸念されるため企業の生命線である資金繰り支援を強化することで経営の安定につなげます。また、厳しい経済状況の中でも成長発展に向けて人材確保、生産性の向上に積極的に取り組む中小企業をしっかりと後押しできるよう中小企業の貸上げや設備更新につながる融資制度を創設いたしました。

以上、横山議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問につきましては水道局長から答弁をいたします。

○議長（渋谷健君）山岡水道局長。

[水道局長 山岡秀一君登壇]

○水道局長（山岡秀一君）水第1号議案について御質問をいただきました。

更新対象としている水道管の考え方ですが、管の材質や経過年数、埋設状況、漏水履歴などを考慮して更新対象を設定しています。具体的には鋳鉄管は布設から50年、鋼管は60年を経過しているもの、また、ダクタイル鋳鉄管については昭和48年以前に製造されたものや腐食性土壤に埋設したものなどを対象としています。

老朽管更新工事を着実に進めるための対応ですが、工事場所では多くの地下埋設物が存在するため関係企業との調整に時間を要します。また、大口径管路は埋設位置が深く地盤改良が必要になるなど工事の難易度が高くなります。これらの課題に対応するため早い段階から道路管理者や関係企業と調整を進めるとともに工事事業者と技術的な議論を重ね工事を円滑に進めてまいります。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君）次に、竹内康洋君。

[竹内康洋君登壇、拍手]

○竹内康洋君 私は、公明党横浜市会議員団を代表して、本定例会に上程されております各議案について、中山市長、佐藤副市長及び和田選挙管理委員会委員長に順次お伺いをしてまいります。

初めに、市報第15号横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての専決処分報告についてお伺いをいたします。

先般、参議院議員選挙及び横浜市長選挙が執行されました。横浜市では、選挙における投票所の運営は市職員のみならず非常に多くの地域の方々の御協力によって成り立っています。今回の条例改正によって投票管理者や投票立会人の報酬額が約18年ぶりに増額されたことは、投票事務を支えてくださる地域の方々の負担に報いる取組として評価をするところであります。しかし、近年は地域における担い手の高齢化などにより従事者の確保が困難になっていると認識しております。

そこでまず、参議院議員選挙及び横浜市長選挙において投票管理者や投票立会人の人材は円滑に確保できたのか、和田選挙管理委員会委員長にお伺いをいたします。

投票事務に従事する地域の人材確保には今回の報酬額改正のような待遇改善も有効と思われますが、将来的に持続可能な選挙の仕組みを構築していくためには選挙事務を省力化、そしてスリム化していく必要もあるのではないかと思われます。この対応として電子投票も考えられます。これを採用している自治体は現時点では全国的にも少なく、昨年12月の大坂府四条畷市の市長選挙及び市議補欠選挙において8年ぶりに電子投票が導入をされ注目を集めてまいりました。このような中で電子投票に係る効果や課題も明確になってきているのではないかとも思われます。

そこで、選挙事務の効率化の観点から横浜市においても電子投票の導入について検討してはどうかと考えますが、和田選挙管理委員会委員長の見解をお伺いをいたします。

選挙は民主主義の根幹を支える重要な制度であります。時代の変化に対応した見直しを進めたいただくことを要望をし、次の質問に移ります。

次に、市第13号議案横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正及び市第14号議案横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてお伺いをいたします。

少子化の進行は静かなる有事と言われ、将来の労働力人口の減少を招き日本の経済成長や社会保障制度の安定を揺るがす重要な課題になっています。打開策の一つとして出産、育児に対する不安を解消し子供を持ちたいと願う人が安心して子育てできる環境を一層拡充していかねばなりません。今や共働き家庭は夫婦のいる世帯の約7割に上り、男性の家事、育児時間を増やす共育を推進する意味からも重要であります。そのような状況において、横浜市職員についても今回の改正によって仕事との両立を支える施策が強化されることは歓迎すべきことと考えます。

そこで、今回の条例改正により具体的にどのような効果が見込まれるのか、市長にお伺いをいたします。

また、育児・介護休業法の改正によって仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の個別周知などや職場のニーズに合わせた措置を導入することが民間企業に対し来月から義務化をされます。子供を安心して育てられる社会になるよう横浜市が率先して様々な取組を進めることで民間企業などを後押しすることが重要であり、市役所の取組を参考とする企業も多くあると考えます。

そこで、市内企業のモデルとなるよう市職員が働きやすい環境を整えるべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

より安心して子育てができ働き続けられる横浜市となることを期待し、次の質問に移ります。

次に、市第18号議案横浜市斎場条例の一部改正についてお伺いをいたします。

令和6年度の死亡者数は4万人を超える今後もますますの増加が見込まれております。新規斎場として約20年ぶりとなる東部斎場は北部斎場に並ぶ16基もの火葬炉を備えており、完成することで火葬需要の逼迫の緩和が見込まれます。

そこで、東部斎場の開所により期待される効果について市長にお伺いをいたします。

東部斎場では、令和9年3月の供用開始当初から指定管理者制度による運営を行うこととしています。先行して西区の久保山斎場では今年の4月から指定管理者制度を導入し民間事業者による新たな視点での運営が行われているところであります。

そこで改めて、東部斎場に指定管理者制度を導入する狙いについて佐藤副市長にお伺いをいたします。

今後の火葬需要を担う重要な役割を果たす東部斎場の着実な整備を期待いたしております。一方、東部斎場の周辺は日常的に大型トラックなどの路上駐車が問題となっている場所であり、朝は渋滞も懸念をされます。また、鶴見方面からは右折入場ができないなどの課題もあり、我が党も利便性の高い交通アクセスの確保について神奈川県警に要望してまいりましたが、この右折入場については県警との交差点改良協議により実現をしたところであります。引き続き交通の利便性、安全性の向上を目指して交差点の改良を着実に進められることを要望して、次の質問に移ります。

次に、市第21号議案災害用トイレトレーラーの取得についてお伺いをいたします。

災害が起きたときにも安心してトイレを使用できることは在宅や避難所での避難生活においても必要不可欠なことであります。トイレ、キッチン、ベッドを48時間以内にそろえることが大切であるといふいわゆるTKB48と呼ばれる考え方であります、避難生活をふだんの生活に近い形で送っていただく上でこの考え方は非常に重要になっております。トイレがないために我慢した結果、体調を崩してしまうような事態の発生も懸念されるところであり、横浜市でもトイレ環境を早

急に被災者に提供する仕組みをより充実させていくべきと考えます。災害時のトイレ対策は我が党でも非常に関心を持っているところであります、これまでも市会の場で度々質問させていただいております。またあわせて、移動式の資機材であるトイレトレーラーの必要性についてもお伝えをさせていただきました。横浜市では既に1台保有しております、能登半島地震の被災地に派遣をし避難所のトイレとして多くの方に御利用をいただきました。こうした中、今年度予算で新たな取組として約300人の避難者の受入れを想定した場合の避難所資機材、いわゆるTKBユニットの導入を進め、その一環としてトイレトレーラー5台を導入することとなっています。

そこで、トイレトレーラーの今後の活用について市長の見解をお伺いをいたします。

横浜市においては今年3月に横浜市地震防災戦略を改定するなど災害対策に力を入れ様々な取組を進めております。この横浜において災害が起きたときに速やかに対応し被災した市民がトイレに困らないようにしていくことは非常に大切なことです。そのためには取得したトレーラーの保管場所やトレーラーを牽引するための車両の確保のほか、発災時に円滑に運営できるよう職員の操作訓練を行うなど様々な準備を平時のうちから進めておく必要があります。

そこで、新たな取組であるTKBユニットの導入に当たり発災時に備えしっかりと準備を進めていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

災害はいつ起きるか分かりません。新たな地震防災戦略の柱の一つにもあるとおり、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築を着実に進めていただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、市第22号議案高規格救急車の取得についてお伺いをいたします。

今年度は、増隊する救急隊3隊を含む救急車両を取得することで、令和5年に改正をした救急自動車の整備指標である92隊の充足に向けて着実に前進している点については大変評価をしております。一方、3年連続で最多の救急件数を記録している現状を踏まえると依然として市内の救急需要を十分に賄えているとは言えず、年間25万件を超える救急要請に迅速かつ的確に対応するためには救急隊の整備が不可欠であると考えます。

そこで、さらなる救急隊の増隊を進めるべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

令和9年3月から開催されるGREEN×EXPO 2027は約6か月間にわたって開催をされる大規模イベントであり、国内外からの多数の来場者が見込まれるため新たな救急需要の発生が予想されます。先日、常任委員会で大阪・関西万博の視察を行い会場内の救護所の配置や消防と医療機関との連携など参考となる点が大変多くありました。猛暑の影響もあり体調を崩される方の救急搬送も日々発生していると伺っております、過去の万博の事例も踏まえますと安心して御来場いただける体制の必要性を感じました。

そこで、GREEN×EXPO 2027の救急体制についてどのように考えているのか、市長にお伺いをいたします。

市民の皆様、横浜を訪れる方々の救急要請に適切に応えられるように今後も想定される救急需要の増大を見据え救急体制を強化することを要望し、次の質問に移ります。

最後に、市第38号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第2号）関連の信用保証料助成事業についてお伺いをいたします。

中小企業は長引く物価高騰に加え人手不足や米国関税措置などにより厳しい経営環境が継続をしており、中小企業の皆様からも悲痛な声が寄せられております。横浜市では令和7年4月4日に米国の関税措置に関する特別経営相談窓口を設置しているところであります。そこで、米国関税措置に係る特別経営相談窓口にどのような相談が寄せられているのか、佐藤副市長にお伺いをいたします。

今回の補正予算では中小企業の実際の声や現在の景況感を踏まえた資金繰り支援策として新たに3つの融資メニューを打ち出しています。その一つとして賃上げを実施した企業を対象とする賃上げおうえん資金を創設することになります。人手不足という課題に直面する中、人材確保につながる賃上げは中小企業にとって大変大きな課題であります。国では給与を前年度より一定割合以上を引き上げた場合に、その増加額の一部を法人税または所得税から税額控除できる賃上げ促進税制を設けるなど中小企業の賃上げに向けた取組を支援しています。横浜市でも新たな融資メニューの創設により市内中小企業の賃上げの取組がさらに進むことを期待しております。

そこで、賃上げおうえん資金を創設する狙いについて市長にお伺いをいたします。

現在の厳しい経営環境の中にあっても企業経営者は従業員の生活を守るために賃上げに取り組めるよう努力を続けておられます。賃上げを実施した中小企業の皆様への周知にもしっかりと取り組んでいただき、本資金が市内中小企業の賃上げ引上げの呼び水になることを期待いたしまして、公明党横浜市会議員団を代表しての質問を終わりります。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

[市長 山中竹春君登壇]

○市長（山中竹春君） 竹内議員の御質問にお答えいたします。

市第13号議案及び市第14号議案について御質問をいただきました。

条例改正による具体的な効果ですが、部分休業制度を拡充することによって育児の様々な状況に柔軟に対応できるようになり、今まで以上に仕事と家庭の両立がしやすくなると考えます。また、子供の誕生を控えた職員に加え、3歳未満の子供を養育している職員にも育児を支援する制度の確実な情報提供と丁寧な意向確認を行うことで一人一人の状況に寄り添った両立の支援につなげています。

横浜市が市内企業のモデルとなるよう環境を整えるべきとのことですが、少子化が進行する中、育児や介護等を行っているかにかかわらず、職員が能力を発揮できる環境を整備することは大変重要であると考えます。今回の条例改正の趣旨も踏まえ本市が率先して多様な働き方を選択できる環境づくりを推進し市内企業のモデルとなるようしっかりと取り組んでまいります。

市第18号議案について御質問をいただきました。

東部斎場の開所により期待される効果ですが、東部斎場は年間約1万2000件の火葬が可能です。これによって市全体では約4万9000件の火葬枠を確保することができるようになりました。少なくとも開所後30年程度は火葬需要に対応できるようになると見込んでいます。また、火葬需要に応えながら順番に既存斎場の大規模修繕を行えるようになるなど安定的な斎場運営につながると考えています。

市第21号議案について御質問をいただきました。

トイレトレーラーの今後の活用についてですが、導入するトレーラーは災害時のTKBユニットとして活用するほか、ユニットに組み込まない場合でもトイレが不足する避難所に柔軟に配置することを想定しています。また、トイレは健康や衛生、避難生活の質に直結する重要な課題であることを市民の皆様に御理解していただけるよう、イベント等での展示、説明を通じて家庭での備えの必要性について理解の促進を図ってまいります。

TKBユニットの導入に当たり発災時に備えて準備を進めていくべきとのことですが、トイレトレーラーをはじめとしたTKBユニットを発災時に迅速に活用できるよう実働訓練を重ねてまいります。また、トレーラーを運搬するための牽引車の計画的な導入や操作する職員の人材育成など着実に取組を進めています。

市第22号議案について御質問をいただきました。

さらなる救急隊の増隊を進めるべきとのことですが、10月から3隊増隊し90隊の運用となります。今後も高齢化の進展等により救急需要は高い水準で推移することが考えられます。市民の皆様からの救急要請に着実に応えられるように早期の整備指標の充足に取り組んでまいります。

GREEN×EXPO 2027の救急体制の考え方ですが、開催期間中は市内における通常の救急要請とは別に会場内の救急要請にも備える必要があります。開催期間が熱中症のリスクが高まる夏の暑い時期と重なりますので、会場内には救急隊を配置するなどGREEN×EXPO 2027に訪れる方々をしっかりとお守りできる救急体制を構築していきます。

市第38号議案について御質問をいただきました。

賃上げおうえん資金を創設する狙いについてですが、国の経済財政運営と改革の基本方針では、賃上げこそが成長戦略の要として最低賃金の引き上げや物価上昇を上回る賃上げの実現を目指しています。本市においても賃金を1.5%以上引き上げたことを要件に有利に借り入れ可能な資金を創設することで市内中小企業における賃上げの機運がさらに広がり、地域経済の活性化につながっていくことを期待しております。

以上、竹内議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問につきましては副市長等から答弁をいたします。

○議長（渋谷健君）佐藤副市長。

[副市長 佐藤広毅君登壇]

○副市長（佐藤広毅君）市第18号議案について御質問をいただきました。

東部斎場に指定管理者制度を導入する狙いですが、今年の4月に指定管理者制度を導入した久保山斎場では、15時台の火葬枠を新たに通年で設けることなどにより火葬件数が昨年度に比べ約1割増加しました。また、利用環境の向上を図るためにキッズスペースの設置や絵本の貸出など新たなサービス提供を行っています。東部斎場においてもこうした民間のノウハウを活用することで効率的な運営や市民サービスの向上が図られると期待しております。

市第38号議案について御質問をいただきました。

米国関税措置に係る相談内容ですが、取引先の輸出量減少に伴う自社商品の販売不振、輸入仕入れの遅延による販売と売上金の回収の遅れ、資材高騰による発注の延期、中止に伴う売上げ減少といった主に手元資金の減少に伴う資金繰りに関する相談がありました。製造業、卸小売業、建設業

を中心に9月3日現在で計70件の相談が寄せられております。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君）和田選挙管理委員会委員長。

[選挙管理委員会委員長 和田卓生君登壇]

○選挙管理委員会委員長（和田卓生君）竹内議員の御質問にお答えいたします。

市報第15号について御質問をいただきました。

投票管理者及び投票立会人の確保状況についてであります。今回の参議院選挙及び市長選挙では、選挙期日が近接し、また、夏祭りとも重なる時期での執行となり自治会町内会の皆様には大変に御負担をおかけすることになりました。その上で選挙の大切さを御理解いただき、両選挙に必要な述べ3756人の方を御推薦いただき無事に選挙を執行できました。地域の皆様の御協力に深く感謝申し上げる次第であります。

次に、電子投票の導入についてであります。電子投票は投票所でタブレット端末などの電子機器を投票者に操作していただき投票する制度であります。その最大の効果は投票結果の集計が自動計算されることにより開票事務の効率化が図られることであります。課題といたしましては、現段階では国政選挙に適用できないこと、導入維持にかかるコスト、運用上の信頼性などが挙げられます。費用対効果や国政選挙への拡大などを注視しながら将来的な電子投票の導入の可能性について検討してまいります。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君）次に、かざまあさみ君。

[かざまあさみ君登壇、拍手]

○かざまあさみ君 立憲民主党横浜市会議員団のかざまあさみです。会派を代表し、本市定例会に提案されている議案について、山中市長、佐藤副市長、下田教育長、和田選挙管理委員会委員長及び山岡水道局長に質問をいたします。

質問の前に、山中市長、2期目のスタートおめでとうございます。先ほどの力強い決意表明でもありました。市民の信頼を背に横浜市政を担う覚悟と決意に大いなる期待を寄せております。2期目はこれまでの好循環をさらに発展させ、市民生活の安心安全と横浜経済の成長と発展をより確かなものにしていく横浜の未来を見据えた政策、リアルな暮らしの安心、豊かさの両立に会派として大変期待をしています。

それでは、質間に移ります。

まずは市報第15号横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての専決処分報告について伺います。

今回の専決処分は物価変動等を考慮した法改正を受け、本市条例で定められている投票管理者等の報酬額を改正したものであり、この夏の参議院選挙から適用されています。また、今回の選挙では一部の投票所では地域の高校生と連携し学生の皆さんにも投票事務に従事していただいたと伺っております。実際に従事した高校生にとって選挙や政治の仕組みを実体験として学ぶ貴重な機会となり今後の積極的な投票参加にもつながるものと考えます。こうした取組を現在投票所の運営で尽力いただいている地域の皆様とともに連携をしながら引き続き取り組んでいただきたいと考えま

す。

そこで、若い世代の投票所事務の従事は今後も継続的かつ積極的に推進すべきと考えますが、選挙管理委員会委員長の見解を伺います。

今回の市長選挙においては、開票事務の新たな取組として私の地元である港北区において読み取り分類機の試行導入が行われました。この機械は1分間におよそ660枚の票を読み取り分類する能力を有し作業時間を大幅に短縮するとともに従事職員も約40人削減できたと伺っております。現在の開票事務では深夜にまで作業が及ぶことや人員確保の困難さといった課題があると承知しています。今回の読み取り分類機の試行導入はまさにこうした課題の解決につながる有意義な取組であると考えます。

そこで、開票事務の効率化の観点から読み取り分類機を本格導入していくべきと考えますが、選挙管理委員会委員長の見解を伺います。

読み取り分類機は高額であるため予算面での課題が残りますが、導入に向け検討、推進をしていただけたらと思います。

次に、市第13号議案横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正及び市第14号議案横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質問をいたします。

本市では、特定事業主行動計画である通称Weプランを策定しており、令和6年度にその内容についての職員向けアンケートを実施したと伺いました。アンケートの中で今の職場が仕事と子育ての両立しやすい環境を感じている職員が70%を超えるとのことですが、このアンケートは全職員を対象としており、子育て当事者以外の職員も幅広く回答しているものです。そのため両立支援の取組を充実、見直ししていくに当たりましては両立しやすいと感じていない約30%の職員の御意見こそが重要であり、その声を深く掘り下げ課題を調査分析していくことが必要だと考えます。

そこで、子育て当事者である職員の意見をよりきめ細かに把握すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

また、子を持つ職員にとって大きな悩みとして子供の小学校入学を機に生じる環境変化、いわゆる小一の壁があります。小一の壁とは、子供が小学校に入学した際、それまでの保育園や幼稚園での生活環境や家庭の生活リズム、さらには保護者の働き方が大きく変化することから生じる問題を指します。特に親の出勤時刻よりも小学校の登校時間が遅いことから、保育園、幼稚園を卒業したばかりの小さな子供を朝の時間帯に家に一人で残しておかなければならないことや一人で通学させなければならないことに不安を感じていられる親御さんが多くいらっしゃいます。

また、育児時短勤務等の子育てにおける制度の多くも小学校就学前までの子供を育てる職員が対象となっており、今回の議案で改正される1日最大2時間までの部分休業の取得できる部分休業制度の対象も小学校就学前までの子供を育てる職員であるためその対象年齢を広げてほしいという職員の声も伺っております。実際にお隣の川崎市では条例を改正し小学校六年生までを対象とした子育て部分休暇制度を本年度より導入しており、相模原市や東京都の一部の区でも同様の制度を設けています。こうした近隣自治体の動向を踏まえると本市においても小学校入学以降も活用できる子育て部分休暇制度を設置するべきだと考えます。また、両立にお困りの職員は育児をしている方のみではなく、介護を担う職員にも言えることです。介護は誰にでも突然訪れる可能性があり、長期

に及ぶ場合も少なくはありません。本市においても職員が仕事と育児や介護を両立しつつその能力を最大限に發揮できるよう制度の充実を図ることが極めて重要であると考えます。

そこで、育児や介護等を行う職員の実態を踏まえ本市独自に制度を整えていくべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

一方で、育児や介護を理由に休業に入る職員がいる場合、会計年度任用職員等の追加配置を行っていく必要があります。しかしながら、追加配置が難しい場合も少なくはないと思っており、周囲の職員がカバーせざるを得ず負担が増すのが実情です。そのため休業に入る職員の方からはほかの職員に負担がかかってしまうことを申し訳なく感じたり、負い目を感じてしまうとのお声も頂戴しています。現在、業務を追加で担った職員に対し人事評価やボーナスで処遇することができるということで本市で実際に活用されている例もあると聞いています。休業に入る職員に対しほかの職員が気持ちよく送り出せるように、そして納得感を持ってやりがいを持って働くようにカバーする側へのインセンティブとなる評価制度や追加賃金の支給などを検討する必要があるのではないかでしょうか。

そこで、育児や介護等による休業者の業務を引き継ぐ職員や職場への対応をさらに充実すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

本市では若手職員の離職も増加していると伺っておりますので、職員の声に寄り添い取り組んでいただけたらと思います。そして、本市職員だけでなく横浜市で働く育児、介護中の方、高齢の方、障害のある方など働きたいと願う全ての方を支援し誰もが自分らしく働けるよう労働環境の改善に取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、市第16号議案横浜市庁舎駐車場条例の一部改正についてお伺いします。

瀬谷区庁舎駐車場はこれまでPFI事業者が管理運営を行ってきましたが、契約終了に伴い今後は指定管理者制度の導入により指定管理者が管理運営を担うことになります。この機会に瀬谷区庁舎駐車場については現在の利用時間である午前8時から午後10時半までを24時間利用可能とすることを検討すべきと考えます。そうすることで利用料金の収入増加による歳入への貢献が期待できるとともに市民の大切な財産である区庁舎駐車場の一層の有効活用にもつながります。実際に区庁舎駐車場は全18区のうち11区が24時間利用となっており、保土ヶ谷区庁舎駐車場においては検討が進められていると聞いております。ほかの駐車場についても機械式で操作員が必要なものや夜間に安全な通路が確保できない地下駐車場などを除けば24時間利用は十分に可能と考えます。今回の瀬谷区庁舎駐車場への指定管理者制度導入を契機として市民の利便性を一層高める取組を進めるべきです。

そこで、市民の利便性向上のために区庁舎駐車場の24時間利用を拡大すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

早期に取り組んでいただくことをお願いし、次の質問に移ります。

次に、市第18号議案横浜市斎場条例の一部改正について質問いたします。

近年、少子高齢化の進行に伴い死亡者数は年々増加しており、それに比例して火葬需要も高まっています。本市において火葬施設の稼働状況は逼迫しており、特に繁忙期には火葬までに数日以上を要するケースも見受けられます。こうした中、現在整備が進められている東部斎場が供用開

始されれば火葬待ちの解消に大きく寄与するものと期待をしております。一方で、御家族を亡くされた際には火葬までの間に御遺体をどこで安置するかも大きな課題となります。最近では御遺体の一時安置施設や靈安室の不足が深刻化しているとの指摘もあります。その背景には高齢化に伴う死亡者数の増加による火葬待機日数の長期化、孤独死された方などで遺体の引取り手の調査に時間を要するケースの増加、マンションなど住宅事情の変化により自宅での安置が難しい家庭の増加などが挙げられます。こうした中で安置施設、葬儀社が運営する葬祭ホールなど一時的に御遺体を預かる施設は市民にとって重要な役割を果たしていると考えます。

そこで、民間の葬祭ホールなどの御遺体をお預かりする施設の増加についてどのような認識を持っているのか、副市長に伺います。

今後、お亡くなりになる方が増えていく中でこのような施設の果たす役割はますます重要になると認識しています。一方で施設建設に際して近隣住民への説明が十分でない場合には戸惑いや不安を抱く方もおり、その結果、整備が難航するケースがあり、本市でも同様の事例があったと聞いております。こうした施設は多死社会において欠かすことのできないものであり、その整備に当たっては民間事業者の事業展開を尊重するとともにそこで働く方々の人権に十分配慮しつつ地域住民の理解を得ていくことが極めて重要であると考えます。今年6月の健康福祉・医療委員会では整備に係る地域住民とのトラブルをなくす取組について現状の把握と今後の対応について要望をしたところ、関係局6局が集まり今後の対応について協議をしてくださったとお聞きしました。

そこで、関係局が協議した内容について副市長に伺います。

他都市においてはこのような施設整備に関して条例や要綱で規定している事例もあると承知しています。本市においてもトラブルが起きないよう各局協力しながらの対応を要望いたします。

次に、市第21号議案災害用トイレトレーラーの取得について伺います。

災害が発生した際、避難生活において重要な課題となるのがトイレ環境の確保です。能登半島地震ではトイレ環境の悪化とそれに伴う災害関連死が大きな問題となり、その際、全国の自治体から被災地にトイレトレーラーが集結したことは記憶に新しいところです。こうした経過を踏まえ、災害時に柔軟に対応できるトイレカーなどの移動式資機材が新たな災害対応力の強化策として注目されています。今回取得する5台についてはトイレ、キッチン、ベッドなど避難所設営に必要な資機材をユニット化して管理するTKBユニットの一部として整備されるものと伺っています。

本年の予算特別委員会では、TKBユニット全体を所管する総務局とトイレトレーラーを取得する資源循環局との役割分担について我が党から質問し夏頃までに決めていくとの答弁をいただきました。その後、災害時の全体調整は総務局が担い、資機材の管理や実際の運用は資源循環局が担うと伺っており、導入に向けた進捗を実感しています。また、本市ではTKBユニットとは別に2台のトイレトレーラーを保有する予定であり、合計7台のトイレトレーラーを保有することになりますが、その7台は全て北部事務所にて保管をするとお聞きしております。しかし、一刻も早くトイレトレーラーを届ける必要があることと、万が一北部事務所が被災した場合のリスクを考えると分散して配置したほうがいいのではないかでしょうか。TKBユニットの5台に関してはセットで動くことになるので理解はしますが、別に取得する2台に関しては災害発生時独自に運用されると伺っておりますので分散配置が可能であると考えます。

そこで、災害時に速やかな対応をしていくためにトイレトレーラーを分散して配置していくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

災害用資機材は導入して終わりではなく発災時にどのように活用していくのかが重要です。あらゆる状況を踏まえた多角的な対策を検討して実効性のある運用につなげていただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、水第1号議案水道管破裂事故についての損害賠償額の決定について伺います。

今回破裂した水道管は鋳鉄管と伺っております。この鋳鉄管については横浜水道中期経営計画において主要事業である送配水管の更新、耐震化の一つに位置づけられ、令和6年度からの4年間で40キロメートル程度を更新、耐震化する目標が掲げられています。しかし、計画どおりに更新を進めたとしても完了までには一定の時間を要し、その間鋳鉄管で漏水が発生するリスクは残ります。近年では都市インフラ施設の状態を監視するためにドローンを活用する事例があるほか、海外においては道路工事の期間短縮や渋滞緩和につながる新技術の導入も進んでいると承知しています。予算が限られ建築業の担い手不足が課題となっている中で効率的、効果的にスピード感を持って老朽化した水道管の更新や適切な維持管理を行うにはこのような新しい技術を活用し第三者に被害を与えるような事故を未然に防ぐことが重要であると考えております。

そこで、DXや新たな技術の活用についての見解を水道局長に伺います。

私の地元である港北区では今年7月の大雪により下水道管へ急激に雨水が流れ込み、圧縮空気が原因と考えられるマンホール蓋の飛散が発生し道路舗装が損壊しました。ニュースでも報道され地元から多くの心配の声をいただきましたが、土木事務所の迅速な対応により翌日には舗装が修復され交通規制も解除されました。水道局においても道路上で発生した漏水事故による被害拡大を防ぐためには水道管の修理において迅速な対応が不可欠であると考えます。

そこで、漏水事故発生時における水道局の対応について水道局長に伺います。

全国的に水道施設の老朽化が課題となる中、限られた予算の中で全てをすぐに更新していくことは困難であると思います。適切な維持管理による長寿命化や事故発生時の迅速な対応体制を構築することで市民が安心して生活ができると考えております。水道局には、漏水事故を未然に防ぐとともに万が一事故が発生した際には速やかに対応できる体制を一層強化していただきたいと思います。

続いて、市第33号議案箕輪小学校増築工事（建築工事）請負契約の締結について伺います。

港北区にある箕輪小学校周辺はかつて企業の事業所などが立地していましたが、大規模な土地利用転換によりマンション開発が進められました。これに伴い児童数の大幅な増加が見込まれ、通学区域であった日吉台小学校が教室不足となったため令和2年度に箕輪小学校が開校しました。しかし、その後、当初予定されていなかった35人学級の実施や想定を上回る出生数、さらには計画時には把握していなかったマンション建設などが重なり新たに校舎を増築する必要が生じたと伺っています。現在も児童数は増加傾向にあり、増築校舎の供用開始が予定される令和9年度までの間は教室の確保が大きな課題であると考えます。

そこで、校舎が増築されるまでの施設面の対策について教育長に伺います。

増築校舎は校庭に建設するため校庭が大幅に狭くなり十分な広さを確保できなくなるのではない

かと考えます。また、将来的に児童数が減少し増築した校舎が不要となる可能性もあるためその際の対応についても事前に検討しておく必要があると考えます。

そこで、校舎を増築する際の設計上の工夫について教育長に伺います。

あわせて、工事期間中は児童が校舎を利用しながらの工事となるため児童の安全の確保に努めることを要望いたします。

次に、市第38号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第2号）、信用保証料助成事業について伺います。

今回の補正予算では中小企業の資金繰り支援として5億2600万円を計上しています。先ほどの市長からの答弁にもあったとおり本市の景況・経営動向調査では長引く物価高騰に加え米国関税の影響など先行きの不透明感を反映し自社業況B S Iはマイナス15.3と前期に比べ6.2ポイント低下しております。こうした状況を踏まえれば中小企業の資金繰り支援を強化する必要があると考えますが、それ以上に融資では行き届かない事業者への対応こそ現在のような厳しい経済状況では重要であるのではないかでしょうか。

そこで、補正予算において中小企業支援の強化策として中小企業融資事業を選んだ理由について市長に伺います。

今回、賃上げおうえん資金が創設され、賃上げを実施した企業が利用できる融資制度が新たに設けられます。日本では30年以上賃金がほとんど上がっておらず、賃上げをすることは労働者側の生活の安定と企業や経済全体の持続的な成長のためにも大変重要です。しかし、例えば飲食店の方からは、従業員やアルバイトが集まらないため賃上げせざるを得ず経営状況が厳しいというお声や、下請企業の方からは取引先との関係などからも販売価格を決められず、賃上げをしたくてもできない状況であるとお聞きいたしました。賃上げを何とかできた企業もしたくてもできない企業も原材料価格の高騰も相まって大変苦労をされています。補助金、経営相談や販路拡大支援などこれまでも様々な支援策を実施していることは理解していますが、現在の経営環境ではさらなる支援が必要ではないでしょうか。

そこで、中小企業、小規模事業者、個人事業主に直接的、間接的支援を行う市長の決意をお伺いします。

経済情勢を的確に見極め厳しい状況に置かれている中小企業に寄り添った支援に取り組んでいただくことを要望し、立憲民主党横浜市会議員団を代表しての質問を終わります。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

[市長 山中竹春君登壇]

○市長（山中竹春君） 初めに、祝辞をいただきまして誠にありがとうございます。先ほども申し上げましたが、二元代表制の下で議論を重ねることが重要です。先生方から地域の声をお聞かせいただきながらよりよい政策の実現を引き続き目指してまいります。

それでは、かざま議員の御質問にお答えをいたします。

市第13号議案及び市第14号議案について御質問をいただきました。

子育て当事者である職員の意見をよりきめ細やかに把握することですが、職員一人一人の状況に応じた両立の支援を行うためには現在子育てを行っている職員の意見をしっかりと把握して

いくことが重要です。そのため職員アンケートの結果について育児休業経験者や子育て世代の回答を詳細に分析するとともに子育て中の職員に向けた座談会等におきましてニーズ、課題を丁寧に聞き取りさらなる改善に生かしてまいります。

本市独自に制度を整えていくべきのことですが、これまで本市では国に先駆けて子の看護休暇の対象年齢を拡大するなど様々な制度の見直しに積極的に取り組んでまいりました。今後もアンケート等の分析を基に育児や介護を抱える職員のニーズに応えて家庭と仕事の両立の改善にもつながる制度改正に取り組んでまいります。

業務を引き継ぐ職員や職場への対応を充実すべきことですが、育児休業者等が生じた場合には市民サービスを継続して提供できるよう育児休業代替任期付職員なども含めた代替職員の配置を行っております。今後も積極的に取り組んでまいります。また、職場を支える職員のモチベーションを高められるよう、その職員の貢献を人事考課等においてもしっかりと評価をするとともにさらなる取組を進めてまいります。

市第16号議案について御質問をいただきました。

市民の利便性向上のために区庁舎駐車場の24時間利用を拡大すべきことですが、利用時間の拡大は市民の皆様の利便性の向上や利用料金収入の増加を見込むことができる取組であります。24時間利用が未実施の駐車場のうちで夜間でも車両の入出場が可能な施設につきましては、利用者の安全確保、庁舎管理、利用状況を分析しながら検討を進めてまいります。

市第21号議案について御質問をいただきました。

トイレトレーラーを分散配置していくべきことですが、TKBユニットの5台については一括でまずは配置していくことを想定しておりますが、その他のトレーラーは機動力という強みを生かせるよう災害時の運用や平時活用の視点を踏まえながら配置を進めています。

市第38号議案について御質問をいただきました。

中小企業支援の強化策として融資事業を選んだ理由ですが、原材料価格の高騰、米国関税措置など景況感の低下や先行きが不安視される中で企業経営の生命線である資金繰りを最優先に考えました。経営安定を図る融資制度に加えて現在の経済状況下で賃上げや設備更新による生産性の向上への取組を後押しするため新たに3つの融資制度を創設いたしまして、資金繰り面から中小企業の経営基盤を支えてまいります。

中小企業、小規模事業者に直接的、間接的に支援を行うことへの決意ですが、市内企業の99.6%を占める中小企業は横浜経済の土台を支える重要な存在であります。中小企業の皆様の御活躍が横浜経済の活性化につながると考えています。融資事業に加えて中小規模事業者に対する相談や人材確保、事業承継、販路開拓、新製品、新技術の開発などの支援を通じて経営の安定や事業の継続、そして成長発展につながるようしっかりとお支えをしてまいります。

以上、かざま議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問につきましては副市長等から答弁をいたします。

○議長（渋谷健君）佐藤副市長。

[副市長 佐藤広毅君登壇]

○副市長（佐藤広毅君）市第18号議案について御質問をいただきました。

御遺体をお預かりする民間施設が増加していることに対する認識ですが、高齢化により亡くなる方が年々増えることによる火葬需要の増加やマンション住まいなどで御遺体を安置する場所の確保が難しいことなどから、このような民間施設が増えてきているものと認識しております。本市としては、増加する火葬需要に対応するため東部斎場の令和9年3月の供用開始に向けて準備を着実に進めています。

関係局が協議した内容ですが、先日、関係6局で民間葬祭施設の整備に関する対応方針を協議いたしました。今後、市民の皆様などから相談があった場合は関係部署間で情報を共有し相談内容に応じた担当部署が相談者の要望やお困り事を丁寧に伺います。また、必要に応じて相手方への要望の伝達や相互理解に向けた話し合いの場を設けることを提案するなどの対応をしていくことといたしました。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君）下田教育長。

[教育長 下田康晴君登壇]

○教育長（下田康晴君）市第33号議案について御質問をいただきました。

校舎が増築されるまでの施設面の対策ですが、これまで児童数の増加については既存校舎内の多目的室などを普通教室や個別支援教室に改修して対応をしてきました。また、教職員の増員に対応するため職員室の拡張も行っております。さらに、工事中に校庭の使用が制限されることから中庭を改修し子供たちの運動スペースも確保しているところでございます。

校舎を増築する際の設計上の工夫ですが、増築によりグラウンドが縮小することから児童が十分に運動できるよう新しい校舎の屋上には広場を設けております。また、将来児童数の減少等に対応できるよう構造を鉄骨造とすることで解体や資材の再利用が容易となるほか、グラウンドの広さを確保することができるよう配慮いたしました。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君）和田選挙管理委員会委員長。

[選挙管理委員会委員長 和田卓生君登壇]

○選挙管理委員会委員長（和田卓生君）かざま議員の御質問にお答えいたします。

市報第15号について御質問をいただきました。

若い世代の投票所事務従事についてでありますけれども、若い世代の選挙に対する関心を高めるとともに地域の負担軽減を図るために一部の投票所において高校生及び大学生の投票事務従事を実施しております。従事した若者及び地域の方からも好評をいただいており、今後、地域のニーズに応じ若い世代に投票所事務に参画してもらえるように学校との連携や登録者の拡充を進めてまいります。

次に、開票事務における読み取り分類機の導入についてでありますけれども、今回の市長選挙において開票事務の効率化に向けて読み取り分類機の効果や信頼性を確認するために港北区で試行導入をし、正確性や時間短縮、従事者の縮減などに効果があることが分かりました。本格導入のためには機器調達の費用が高額であることなど課題はありますが、関係各所と調整しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君）山岡水道局長。

[水道局長 山岡秀一君登壇]

○水道局長（山岡秀一君）水第1号議案について御質問をいただきました。

漏水事故を未然に防ぐためのDXや新たな技術の活用についてですが、水道局では横浜水道DXの取組を策定し衛星画像を活用した漏水の効率的な発見手法の検証などに取り組んでいます。また、漏水履歴やコストなど様々な条件を考慮し投資効果が最大となる管路更新計画の策定に向けAIを試行的に活用しています。引き続き更新や維持管理を効率的、効果的に行うため新技術の活用に向け情報収集に努めてまいります。

漏水事故発生時における対応ですが、24時間365日緊急時に迅速に対応できるよう市内7か所にある水道事務所に職員が待機するとともに工事事業者もいつでも出動できる体制を取っています。漏水事故が起きた際には水道局職員と工事事業者が連携して修理に当たります。

以上、御答弁申し上げました。



○議長（渋谷健君）発言者がまだ残っておりますが、この際暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○副議長（尾崎太君）現在着席議員数は80名であります。



○副議長（尾崎太君）休憩前に引き続き会議を開きます。



○副議長（尾崎太君）質疑を続行いたします。いそべ尚哉君。

[いそべ尚哉君登壇、拍手]

[「頑張れ」と呼ぶ者あり]

○いそべ尚哉君 日本維新の会・無所属の会のいそべ尚哉です。会派を代表しまして、本市会定例会に上程されている議案のうち市第13号議案、市第14号議案、市第21号議案、市報第20号議案及び市第38号議案に関連し、市長、副市長、選挙管理委員会委員長に順次質問してまいります。

初めに、市第13号議案横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正、市第14号議案横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について伺います。

今回の改正では、育児期の職員が子供の養育と仕事を両立しやすくなるような制度、すなわち部分休業の拡充や3歳に満たない子を養育する職員に対する措置といった内容が盛り込まれています。これらは単なる休暇制度の追加にとどまらずワークライフバランスの推進、職場の定着率の向上、さらには本市の将来的な人材確保にも資する重要な改正だと受け止めています。組織として選ばれる職場であり続けるには育児や介護といったライフイベントと仕事が両立できる環境の整備が不可欠であり、これらの制度が十分に機能するかどうかは各職場における運用と職員の理解促進にかかっており、制度設計以上に現場での実効性担保が問われるものと認識をしています。

そこで、改正内容の実効性を担保するための職場に対する働きかけについて伺います。

また、育児休業を取得する男性職員が着実に増えてきている状況だと聞いております。これは非常に前向きな変化ですが、一方、育児休業の対象年齢を超える3歳以降の育児負担は軽くなるわけではなく、家庭の支援ニーズは続いているこうした現実に対して、今回の改正によって3歳未満の子を養育する職員に対する柔軟な支援措置が明確に制度化されることは前進と受け止めますが、3歳以降の子についても休業取得後も男性職員が育児に参加できるような支援が必要で、改正で義務づけられる措置を通じ男性職員からも仕事、子育ての両立に関する意向をしっかりと把握することが重要と捉えます。

そこで、今回の改正による男性職員の育児参画促進に対する期待について伺います。

単に制度を整備するだけでなく、使っていい、むしろ使うべきだという意識の醸成へと本市が率先して男性の育児参加を後押しする姿勢を明確に打ち出すことによって市内民間企業にも波及的な好影響が生まれることを期待して、次の質問に移ります。

次に、市第21号議案災害用トイレトレーラーの取得について伺います。

昨年元日に発生した能登半島地震を踏まえ国の指針も改定をされ、良好な避難生活環境の確保に向けた具体的対策の必要性が高まっています。今回取得されるトイレトレーラーはキッチン、ベッドなどとともにTKBユニットとしてユニット化される資機材であり、発災直後の衛生、生活環境の向上に寄与するものと理解をしています。本市としてもまずは資機材を整備し運用の検討を進めていくことですけれども、資機材の活用を平時から意識した取組が必要だと考えます。

そこでまず、TKBユニットの災害時における活用の考え方について伺います。

また、今回取得するトイレトレーラーは1台当たり約2600万円という高額な資機材です。当然ながら有事の際に確実に機能させるための訓練、整備、点検は欠かせないものであり、災害が起きていなければそのトレーラーをどのように活用するのかが問われます。コストに見合う稼働をどう確保していくのか、また、市民にとっての安心感につなげるにはどう使うのか。

そこで、TKBユニットとして取得するトイレトレーラーの有効活用について見解を伺います。

稼働に必要な人材、電源、運搬体制などのトータルオペレーションを民間事業者との連携で構築するようなことも費用対効果の向上につながる一つではないかと捉えます。効果的かつ効率的な運用へ期待を込めて本質的な活用策の検討を要望しまして、次の質問に移ります。

次に、市報第20号令和7年度横浜市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分報告に関連して伺います。

神奈川区の補欠選挙は市長選挙と同日実施となり、経費の面でも効率化が図られたと認識をしています。そのような中で補欠選挙の投票率は44.79%と今年1月の南区の補欠選挙の投票率23.8%と比較して明らかに高い水準であった点を注視をしています。今回、選挙管理委員会では若者に人気のVチューバーを啓発キャラクターとして活用するなど新たな発想による啓発活動に取り組まれており、時代の変化に即した情報発信の手法は従来型の広報や街頭活動とは異なる層、特に若年層に対する投票行動への関心喚起につながる事例と捉えます。

そこで、今回の選挙における新たな啓発の取組、また、その効果についてどのように評価されているか、伺います。

また一方で、投票率について見ると市長選挙及び金沢区の補欠選挙の投票率は直前に行われた参議院選挙と比較すると低い水準にとどまっています。争点やメディア露出の差、候補者数など様々な要因はありますけれども、それらに帰するだけではない、投票率を左右するのは選挙の当日だけではなくてそれ以前の積み重ねであるものと捉えています。いかに選挙を生活に関わるリアルな選択として若い世代に認識してもらうか、これは単なる投票の啓発にとどまらず、主権者教育の観点から学校教育や社会教育、地域活動といった日常的な接点を通じて政治を身近に感じてもらう機会の創出が欠かせません。

そこで、日頃から主権者教育などを通じて選挙に関心を持つてもらうための取組を推進していくべきと考えますが、見解を伺います。

ぜひ今回の取組の成果と課題を丁寧に検証しながら、特に若い世代が自分事として政治に関わる文化を根づかせられる中長期的なビジョンを持って主権者教育、選挙啓発のさらなる展開を要望しまして、次の質問に移ります。

最後に、市第38号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第2号）、信用保証料助成事業について伺います。

補正予算により創設される3つの融資制度は、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業にとって的確かつ迅速な資金繰り支援を提供するもので実効性ある措置と捉えています。とりわけ最大2億8000万円の融資上限と最大0.7%の信用保証料助成は事業者が直面する突発的な資金需要に対して不足をする設計制度である一方で、融資は返済を前提とする支援であり、仮に返済不能となつた場合の保証実績や回収不能リスクも中長期的には注視していく必要があります。市として融資制度を持続可能な形で運用していくためには、金融機関や信用保証協会に任せ切りではなくモニタリングが不可欠ではないか。

そこで、中小企業融資制度の持続性を確保する観点から事業のモニタリングが必要と考えますが、見解を伺います。

また、現在既に存在している制度との重複やすみ分けの不明確さも指摘されていないか。本市独自の既存制度、そして神奈川県の類似融資制度とも比較した際、制度の多様化がかえって利用希望者にとって混乱を招いている可能性も否めません。せっかく有利な条件の制度が用意されていても、それが知られずに埋もれてしまえば税金による制度設計の意義そのものが失われます。そこで重要なのは制度を届ける努力であり、情報提供に関し行政の積極的な関与が求められるのではないか。

そこで、融資制度の周知をどのように行うのか伺います。

今回創設される緊急経営支援資金は、国際的な経済変動、原材料価格の高騰、電気料金等の固定費の上昇など極めて深刻な外的要因により業績が悪化している事業者への対応として位置づけられています。このタイミングの補正予算により新たに売上げ等の減少を要件とした融資制度を創設することは景況感や特別経営相談窓口などの相談内容から支援の必要性を判断したことによるものと捉えます。

そこで、緊急経営支援資金創設の背景について伺います。

この制度をきっかけとして単なる資金繰り支援にとどまらず事業の再構築や業態転換を後押しす

るような中長期的支援へつなげていく取組を期待します。先進的な制度設計を行っていることは事実ですけれども、しかし、どれだけ優れた制度でも届かなければ意味がない、継続できなければ効果は限定的であることもまた現実です。政策の実効性を担保する仕組みを重視していただき、使われる制度、機能する支援につなげていくことを要望しまして、会派を代表して私の質問を終わります。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

[市長 山中竹春君登壇]

○市長（山中竹春君） いそべ議員の御質問にお答えします。

市第13号議案及び市第14号議案について御質問をいただきました。

男性職員の育児参画促進に対する期待についてですが、男性職員からも育児と仕事の両立の意向をよりきめ細かく確認し、一人一人の状況に応じた制度の活用や配慮を行うことでさらに育児に参画しやすい環境の整備が進むと考えます。これによって性別にかかわらず仕事と子育ての両立は特別なことではないという意識が全ての職場に浸透し社会全体に広がっていくことを期待しています。

市第21号議案について御質問をいただきました。

TKBユニットの災害時における活用の考え方ですが、TKBユニットの資機材はトイレトレーラーや温かい食事を提供できるキッチンカー、就寝環境を整えるテントやベッドなどがあります。これらの資機材は市内の被災状況に応じて必要とされる区域に機動的に避難所を展開するために積極的に活用してまいります。

TKBユニットとして取得するトイレトレーラーの有効活用についてですが、まずは発災時に着実に対応ができるようユニットとしての実働訓練を重ねていくことが必要だと考えています。また、平時には防災フェアや区民まつりなどにトイレトレーラーを展示し市民の皆様に災害時のトイレ対策を考えていただく機会としてトイレパックの個人備蓄の促進につなげてまいります。

市第38号議案について御質問をいただきました。

緊急経営支援資金創設の背景についてですが、直近の横浜市景況・経営動向調査では景況感が低下して来期はさらに低下する見通しなっています。また、特別経営相談窓口にも様々な業種から米国関税の影響を心配する声が寄せられています。中小企業の努力だけでは解決できない関税の影響が顕在化する前に企業の皆様の不安を少しでも軽減できるよう先んじて資金繰りの支援策を拡充した次第です。

以上、いそべ議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問につきましては副市長等から答弁をいたします。

○副議長（尾崎太君） 大久保副市長。

[副市長 大久保智子君登壇]

○副市長（大久保智子君） 市第13号議案及び市第14号議案について御質問をいただきました。

改正内容の実効性の担保についてですが、仕事と育児の両立を必要とする職員がそれぞれの状況に応じて働き続けられるよう、育児に直面する職員やその上司だけではなく職場全体の理解を促進することが不可欠と考えております。今回の改正内容を職場内での研修や府内ネットワークの掲示

等を通じまして職員にしっかりと周知し理解を深めることで全ての職員が働きやすい職場づくりを推進してまいります。

市第38号議案について御質問をいただきました。

中小企業融資制度の持続性を確保する観点から事業のモニタリングが必要とのことですが、金融機関及び信用保証協会がそれぞれの立場から利用企業のリスクを評価しています。本市は信用保証協会法や国の監督指針に基づき協会事業の実施状況等の報告を受け必要に応じて適切に管理監督をしております。また、横浜市信用保証協会では、利用企業の経営支援の専門部署を設け将来の保証債務のリスクについても適切に管理をしております。

融資制度の周知方法についてですが、融資の窓口である金融機関を対象に的確かつタイムリーに制度を御案内できるよう信用保証協会と連携した説明会や個別訪問などを実施いたします。また、融資を必要とする事業者の皆様に情報が届くよう、I D E C 横浜や協会の相談窓口での御案内をはじめウェブサイト、S N S など様々な媒体を活用した周知にも取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げました。

○副議長（尾崎太君）和田選挙管理委員会委員長。

[選挙管理委員会委員長 和田卓生君登壇]

○選挙管理委員会委員長（和田卓生君）いそべ議員の御質問にお答えいたします。

市報第20号について御質問をいただきました。

新たな啓発の取組やその効果への評価についてですが、今回の選挙では特に若年層の投票率向上を目的に若者に人気のバーチャルライバーを起用いたしました。選挙管理委員会のS N S は800万件以上閲覧され、その人がさらに投票を呼びかけるなど反響も大きく、キャラクターの印刷された投票証明書を求めて投票に行く若者もいたと聞いております。今後も年代別の投票率を分析してまいりますが、若者への啓発として効果があったものと考えております。

次に、選挙に関心を持ってもらうための日頃からの取組についてありますが、選挙時に限らずふだんから政治に関心を持ってもらえるよう働きかけを行うことは重要であると考えております。これまで小中、高校等への出前授業や区民まつりや各種イベントでの啓発に継続的に取り組んでまいりました。主権者教育も重要と考えており、今年度は横浜市立高校において実際の選挙を題材にした模擬選挙を実施するなど取組を進めてまいりました。

以上、御答弁申し上げました。

○副議長（尾崎太君）次に、深作祐衣君。

[深作祐衣君登壇、拍手]

○深作祐衣君 国民民主党・無所属の会の深作祐衣です。会派を代表し本定例会に提案された議案に關して順次質問いたします。

初めに、信用保証料助成事業について伺います。

米国による関税措置については当初日米間の動向が不透明であり、中小企業の皆様も影響を慎重に見極めていたことと思います。しかし、国の発表によれば8月以降日本からの輸入品に対して原則15%の相互関税が適用され、鉄鋼、アルミ製品には最大50%の関税が継続されていることから今後幅広い業種への影響が懸念されます。

そこでまず、米国関税措置の市内経済への影響について市長にお伺いします。

今回の補正予算では、中小企業融資制度に米国関税措置の影響や原材料価格の高騰など様々な要因で売上げや利益率が5%以上減少した中小企業が利用できる緊急経営支援資金をはじめ賃上げおうえん資金や設備更新資金を創設し、そのための保証料助成として5億2600万円を増額する補正予算です。

そこで、3つの融資制度の予算配分と申請件数の見込みについて伺います。

賃上げおうえん資金のような賃上げを要件に保証料助成を行う融資制度は全国的に見てもあまり類を見ないものだと思います。厳しい状況の中でも前向きに賃上げに取り組む企業を融資の面から支援することで中小企業に賃上げの取組が広がることが期待されます。その一方で中小企業経営者の皆様からは、賃上げの必要性は理解しているが現在の経営状況では難しいという声を伺っています。

そこで、今後中小企業が賃上げを実現していくためにも、融資のような間接的支援ではなく補助金等による直接的な中小企業支援に取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

厳しい経営環境に置かれた中小企業の資金繰り支援ももちろん必要です。ですが、中小企業が賃上げを実施できるような体力増強につながる直接企業に届くような支援策を次の補正予算や令和8年度予算で実施していただくことをお願いし、次の質問に移ります。

次に、水道管破裂事故について伺います。

市民生活に欠かせない都市インフラである水道施設において老朽化した鉄管が原因と見られる漏水事故が他都市でも発生し報道でも取り上げられました。水道局では管路の老朽化対策を進めるに当たり、地方公営企業法で定められた会計処理上の法定耐用年数とは別に独自に設定した50年という想定耐用年数に基づいて更新を進めていますが、今回事故が起きた管路は布設から60年以上が経過しており、老朽化が進行していたと推察されます。

そこで、水道局が設定した鉄管の想定耐用年数の考え方について伺います。

鉄管は、現在採用しているダクタイル鉄管に比べ衝撃に弱く割れやすいため漏水リスクが高いとされています。今回の事故のように一たび漏水が発生すると市民の財産や生活に被害を及ぼすおそれがあることから想定耐用年数を超えた鉄管は早急に解消すべきと考えますが、今後の鉄管更新の取組について教えてください。

水道は市民の皆様の命と暮らしを守るために欠かせない基幹インフラであります。計画的、効果的な更新を進め市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりに寄与していただくことを大いに期待いたします。

次に、災害用トイレトレーラーの取得について伺います。

能登半島地震では本市から石川県輪島市にトイレトレーラーを派遣し避難所のトイレとして約1年間もの間活用されました。トイレは私たちが生きていく上で欠かすことのできないものであり、こうした支援は被災地支援として大変意義深いものであります。災害はいつどこで起こるか分からないものであります。他都市との連携をしつつも本市の災害に確実に対応できる体制を取っていくことが重要であると考えます。

そこで、トイレトレーラーによる今後の他都市支援の考え方について見解を伺います。

トイレトレーラーによる被災地の支援に当たっては搬送体制やメンテナンスなども含め総合的な準備が大切になります。引き続き円滑な運用と相互支援の実現に向けより実効性のある準備と連携が進むことを期待いたします。また、トイレトレーラーを市民の皆様にも身近なものとして感じていただけるよう平時の活用を進めることとともに例えばGREEN×EXPO 2027での展示なども御検討いただくようお願いし、次の質問に移ります。

次に、選挙に関する専決処分報告に関連して伺います。

選挙に限らず広報啓発活動においては伝える相手を明確にしその層に響く手法を選択することが極めて重要です。今回、選挙管理委員会では若者に人気のVチューバーを啓発キャラクターとして起用し若年層への広報に取り組みこれまでとは違った新しさを感じましたが、重要なのはターゲットである若年層に届いたのか、そしてその行動を喚起したのかということです。

そこで、今回の選挙での若年層の反応や意見を丁寧に拾い今後の選挙啓発に生かしていくことが望ましいと考えますが、見解を伺います。

また一方で、選挙権を取得する前から将来的な投票行動の促進を見据えた働きかけも必要と考えます。国の調査では、子供の頃に親と一緒に投票所に行った経験がある人はそうでない人と比べ成人後の投票率が20ポイント以上高いという結果が出ています。選挙権を得る前の子供たちが自然に選挙を身近に感じられるような環境づくりが長期的な視点では欠かせないと考えます。

そこで、未来の投票率を高めるためにも親子連れや三世代での投票を積極的に推奨していくべきと考えますが、見解を伺います。

一票を投じるという行為はよりよい社会を築くための意思表示であり参加行動であります。全ての有権者が自らの意思で積極的に選挙に参加する社会の実現に向けて引き続き効果的な取組の調査研究をお願いしたいと思います。

最後に、横浜市一般職員の休暇及び育児休業等に関する条例について伺います。

本市の職員をはじめとする地方公務員の皆様には育児休業以外に部分休業と呼ばれる短時間の休暇を1日最大2時間取得できる制度があり、主に保育園の送迎等のために多くの方が取得しています。しかし、本市の部分休業は法に基づき就学前までしか利用が認められておりません。このためお子さんが小学校に上がると同時にフルタイムへ移行することになり、まずは小一の壁に、その後心身の発達や勉強面、生活面で大きな変化が見られる小四の壁に直面します。共働きフルタイムで働く親にとって従来のキャリアの継続を困難にする可能性もあり大変大きな課題であり、この問題に直面する人たちは今後も増加すると見込まれています。

こうした課題に対し、民間はもとより神奈川県や川崎市、相模原市、東京都、23区、千葉県をはじめとする本市近隣自治体では、小学生の子供がいる職員も引き続き部分休業のような形で休暇を取得できる制度を新たに導入する動きが相次いで見られています。これは社会的な要請とも言えるのではないかでしょうか。子育てというのは子供が小学校に上がれば完了するものでは到底ありません。子育てしたいまちをうたう本市のその足元で小学生のお子さんのいる職員は小一の壁や小四の壁等に阻まれながらも、仕事も家庭のそのどちらも両方とも大切で両方とも頑張りたいからこそ日々悩み、どうにか体力と気力、そして精神を保ちながらやりくりしていることだと思います。

そこで、小学校入学以降も利用できる制度を本市も設けるべきと考えますが、市長はどのように

お考えでしょうか。

令和6年時点、共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上となりました。妻がフルタイムの共働き世帯数も増加傾向にあり、我が国において男女を取り巻く環境や若い世代の理想とする生き方は大きく変わってきてていると思います。しかしながら、家事関連時間は妻のほうが210分以上、仕事関連時間は夫のほうが180分以上長く、男性は仕事、女性は家庭という性別による固定的な役割分担や無意識の思い込みであるアンコンシャスバイアスが依然として残っていることがうかがえます。本市においては男性育休取得率は令和5年度時点でようやく68.1%となりました。

しかしながら、重要なのはその取得期間であります。いまだ1か月未満が26.0%、1か月から3か月未満が42.2%であり、取得者の半数以上が3か月以内に職場に復帰しています。そして部分休業の取得者数を男女別で見てみると、女性は621人に対し男性は45人と10倍以上の差が出ています。母親が継続的に育児のために仕事の時間を調整していることが大いに考えられ、本市でも固定的な性別役割分担が残っていることは大きな課題であると感じます。アンコンシャスバイアスは誰の中にでもあるものです。重要なのはその自分の中にもあるということを認めた上で偏りを是正するための制度や仕組みを取り入れていることにあると考えます。

そこで、仕事と子育ての両立支援を進めていく上でのアンコンシャスバイアスへの認識及びその解消に向けた取組について市長に伺います。

子育ては長期的なものです。出産前後は言うまでもありませんが、その後も保育園の送迎や予防接種に健診、面談や参観、保護者会への参加などずっとずっと続いていくものです。だからこそ一時的に休暇を取ることではなく、長く続く期間にわたり継続的かつ主体的に育児に関わることが重要であり、それを可能とする政策が必要です。男性が継続的に育児に関わるということを実現するために部分休業は大変効果的であると考えます。突発的な休暇は職場への影響を考えると大変取得しづらいですが、部分休業なら職場においてもバランスを取りやすく子育てに長く関わることができ、例えば圧倒的に母親が多い職場から保育園へのお迎えにも父親が行くことができるようになります。保育園の送りと迎えは一見同じことのように思いますが、仕事への影響という意味でも子供との関わりという意味でも全く別のものであると当事者として感じます。

今回の条例改正の基となる法改正の趣旨は、現在の少子化の進行等の状況や性別にかかわらず仕事と子育てを両立できる職場を目指す観点から仕事と育児の両立支援に関する事業主の取組を一層促す必要があるためとされています。男性側もスケジュールを調整するなど働き方の基準を変え、男女ともに子育てをすること、職場もそれが当たり前と思う意識を醸成することができるようにならない限り真の男女共同参画社会の実現はないと考えます。

そこで、男性職員が継続的かつ主体的に子育てに関わることができるようすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

人口約370万人という全国最大の基礎自治体、横浜市のリーダーたる中山市長こそこういった取組を一番推進でき、市長の言葉は横浜を、そしてひいては社会を動かす力があると思いますから力強いメッセージで後押しをしていただきたいと思います。

長時間労働を是とする職場風土や評価制度を変え無意識のバイアスを乗り越え多様な家族の形を認め、複数の大人が主体的に子育てに関わることができる環境がこの時代には必要です。認識を

アップデートし政策的手当てをしない限り少子化などは到底改善されません。子育てに主体的に関わる人が増えれば心理的にも余裕が生まれ子育てにもいい影響が出ます。チームで育児をするということが職場での仕事にポジティブスピルオーバーを起こすという研究結果も出ています。また、育児に関する休暇の取得が容易になることは家庭で様々な事情を抱えている人に対し職場が理解、配慮し協力するという意識を広げ、例えば介護などほかの理由で休まなければならない方々にもいい影響を与えると考えます。政治の役割は誰もが自由な選択ができる環境を整えることにあります。生き生きと働き、望めば休むことができ、精いっぱい子供を抱きしめることができる働きやすい職場づくりをこの横浜から実現していただくことを強く要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（尾崎太君）山中市長。

[市長 山中竹春君登壇]

○市長（山中竹春君）深作議員の御質問にお答えします。

市第38号議案について御質問をいただきました。

米国関税措置の市内経済への影響についてですが、直近の景況・経営動向調査の特別調査では、米国関税に関して全産業の6%が既に影響がある、31%が今後影響が見込まれる、また45%が分からないと回答しています。現時点では影響が限定的ですが、今後顕在化していく可能性が極めて高いと考えますので市内の景気動向を注視してまいります。

中小企業の賃上げに向けて補助金等による直接的な支援に取り組むべきことですが、融資以外にも新技術、新製品の開発や脱炭素に資する設備投資に関する補助金、プレミアム付商品券など様々な支援を実施しております。また、IDEC横浜による経営相談や専門家派遣なども総動員いたしまして中小企業の経営基盤の強化を図り賃上げにつなげてまいります。引き続き市内経済の状況や中小企業の声などを踏まえて必要な支援策を機動的に実施してまいります。

市第21号議案について御質問をいただきました。

トイレトレーラーによる今後の他都市支援の考え方についてですが、自治体や事業者による被災地支援をサポートするため今年6月に内閣府がトイレトレーラーをはじめとした移動式資機材の登録、検索システムの運用を開始したところであります。こうした国の動きも踏まえまして今後このシステムへの登録をしていくほか、被災自治体や関係機関からの支援要請にも引き続き対応をしてまいります。

市第13号議案及び市第14号議案について御質問をいただきました。

小学校入学以降も利用できる制度を設けるべきことですが、子供の年齢にかかわらず育児をしながら働き続けられる職場とすることは大変基本的であります。そのため、これまで国に先駆けて子の看護休暇の対象年齢を拡大するなど積極的に取り組んできましたが、今後も職員の様々な意見、そして議会でのお声なども踏まえながら働きやすい環境の整備を進めていきたいと考えています。

アンコンシャスバイアスへの認識及び解消に向けた取組ですが、仕事と子育ての両立を進めいくために、代表的なアンコンシャスバイアスである性別役割分担意識を変えていくことは重要であります。こういったアンコンシャスバイアスを含め性別で変わっていく、性によって役割が変わっ

ていくといったことを打破したいと考えておりますので、毎年全ての責任職が受講等、講習会等も行なっているのですが、本市職員全体の意識が変わって職場や家庭における具体的な行動変容にも速いスピードでつなげていくことが重要だと思いますし、また、本市が率先してそういった行動を取ることによって横浜市も変わってくると思いますので、今日いただいた議員からの御質問を受けまして解消に向けた取組を加速化していきたいと考えています。

男性職員が継続的かつ主体的に子育てに関わるべきのことですが、男性が子育てをすることは子供への理解を深めて健やかな成長を支えるのみならず家庭内の役割分担や働き方を見直す契機となり、様々な経験を通じて本人の視野を広げることにもつながるかと考えます。このようなことから市としても男性職員が積極的に子育てに関わっていくことができるよう引き続き制度と意識の両面から支援の取組を進めてまいります。

以上、深作議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問につきましては副市長等から答弁をいたします。

○副議長（尾崎太君）佐藤副市長。

〔副市長 佐藤広毅君登壇〕

○副市長（佐藤広毅君）市第38号議案について御質問をいただきました。

3つの融資制度の予算配分と申請件数の見込みですが、緊急経営支援資金の信用保証料助成に係る予算額は3億8000万円で想定件数は700件、賃上げおうえん資金の予算額は1100万円で想定件数は20件、設備更新資金の予算額は1億3500万円で想定件数は420件となっております。

以上、御答弁申し上げました。

○副議長（尾崎太君）和田選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 和田卓生君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（和田卓生君）深作議員の御質問にお答えいたします。

市報第20号について御質問をいただきました。

若年層の反応や意見を今後の選挙啓発に生かしていくことについてであります。今回起用した啓発キャラクターに関しては発表と同時にSNS上で大きな反響があり、従来の啓発キャラクターに比べ若者の反応は高かったと考えております。今後行うアンケート調査により効果検証を進めるとともに、現在活動している若者選挙啓発団体等との意見交換を行いより効果的な選挙啓発に取り組んでまいります。

次に、親子連れや三世代での投票の推奨についてであります。非常に重要な視点であり、御案内のとおり国の調査結果からも投票率向上に一定の効果があると認識しております。そのため各区の区民まつりや市庁舎での親子連れイベント等で親子連れ投票の周知に取り組んでおります。小学校における出前授業での働きかけや幅広い世代が投票しやすい環境づくりなど他都市の事例も参考にしながらさらに取組を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げました。

○副議長（尾崎太君）山岡水道局長。

〔水道局長 山岡秀一君登壇〕

○水道局長（山岡秀一君）水第1号議案について御質問をいただきました。

鋳鉄管の想定耐用年数の考え方ですが、会計処理上で定められている法定耐用年数40年に對し、本市では實際の使用実績に加え国や関係機関が行った全国の事業体での実態調査に基づく知見を参考に想定耐用年数を50年に設定しています。

今後の鋳鉄管更新の取組についてですが、鋳鉄管はこれまでも重点的に更新を進めてきており、送配水管の総延長9300キロメートルのうち1%に当たる90キロメートル程度が残っています。中期経営計画においても主要事業として鋳鉄管の更新を進めていますが、本市や他都市での漏水事故を踏まえ、社会的に影響の大きい国道などの緊急輸送路に埋設された鋳鉄管を優先しスピード感を持って取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げました。

○副議長（尾崎太君） 次に、みわ智恵美君。

[みわ智恵美君登壇、拍手]

○みわ智恵美君 日本共産党を代表し議案に関連して質問いたします。

まず、市第18号議案横浜市斎場条例の一部改正についてです。

この議案は鶴見区に横浜市立の5つ目となる横浜市東部斎場を設置するとともに指定管理者に管理を行わせる等の条例の一部改正です。横浜市立の4つの火葬場は横浜市中央部から南部に設置されております。市内斎場の火葬実績は2023年度では合計が3万6531ですが、主に市内北東部の住民が利用する久保山斎場と北部斎場を合わせると2万3835と全体の65%を占めており、人口の多いこの地域の住民は火葬場を利用しにくく、火葬を待つ日数が延びる状況が続いております。特に鶴見区周辺の住民は市営のどの斎場からも遠く川崎市営の斎場を利用するなどの選択を迫られています。今後の横浜市の死亡者数推計を見ますと増加する見込みです。そこで市は東部方面の整備を2023年度中の着工を決め取り組んできました。しかし、建設工法の変更などで供用開始が何度も延期されてきました。今回斎場の完成は2026年12月下旬で、供用開始は2027年3月中となる見込みとされています。

これまで待ち続けてきた市北東部の市民の期待に応えて予定どおりの開所に向けての山中市長の決意を伺います。

斎場の利用に当たって鶴見区方面からの利用者の利便性、安全性に向けて、市担当局として繰り返し神奈川県警との交渉を行い施設進入につながる新たな交差点と右折レーンが新設されることを伺いました。改善されたと思いますが、斎場は初めて利用される方が多いと思いますので、安全性向上に向けてこの新しくできる交差点に信号機を設置することは必須ではないでしょうか。現状神奈川県警は信号がなくても右折できるとの判断と伺いましたが、市として安全な斎場利用を市民に約束するためにも引き続き県警に対して新しくできる交差点に信号機設置を求めていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次は市第21号議案災害用トイレトレーラーの取得についてです。

この議案は災害時の避難生活における環境整備を図るためにトイレトレーラー5台を取得するものです。災害用トイレトレーラーの配置を含むTKBユニットで導入していくことについては、スマート基準であるTKB48、トイレ、キッチン、ベッドを一体として48時間以内に配備することは、人権に配慮した避難所の環境整備向上に期するものとして日本共産党は推奨しており期待する

ところです。しかし、現状横浜市はTKBユニットについては臨時の避難所の設置を前提としています。臨時の避難所では日頃からの市民との訓練もなく物資の備蓄もありません。

また、避難所における世界基準であるスフィア基準で見れば、避難所の居住スペースは1人当たり3.5平米です。港南区の桜岡小学校は今回建て替えが行われて体育館面積が420平米から720平米へと広げられますが、スフィア基準に照らすと150人程度の収容力しかありません。さきの地震防災戦略では57万人の避難者とされており、1地域防災拠点当たり約1000人の避難者としていましたので、面積が足りないことはあまりに明らかです。安心して避難できるよう、また、災害時の避難生活における環境の整備を図るためにも常設の避難所、地域防災拠点そのものを増やす必要があるのではないかと考えますがどうか、伺います。

次に、水第1号議案水道管破裂事故についての損害賠償額の決定についてです。

この議案は1962年の布設から62年が経過した内径300ミリの鉄管が破裂し、土砂を含んだ水が被害者の建物に侵入し建物、設備に損害を与えて2787万3293円の損害賠償を行うものです。現在更新未了の鉄管は100キロに及ぶと伺っています。その中には工事年度不明が1万2284メートル、日本初の近代水道として給水を開始した明治期1887年布設が379メートルあり、あとは1933年から1971年までという138年から54年経過した水道管です。今回の事故では近隣住民や埠頭関係者にも多大な損害、迷惑を及ぼしました。現在、横浜水道中期経営計画において主要事業の一つとして鉄管の更新、耐震化を進めると聞いています。しかし、今回の事故を受けてまずは現在行われている7区ごと3年に一度の漏水調査ではなく、老朽化で破裂事故がいつ起きてもおかしくない鉄管に係る漏水調査の早期の着実な推進が必要と考えますが、水道局長の見解を求めます。

今後計画的に重大事故を防止、回避しながら鉄管からの更新を進めるには直営での徹底した漏水調査が必要ではないでしょうか。そのためには人材育成が欠かせません。市として人材育成を強力に推進するべきと考えますが、見解を伺います。

今回のような重大事故を防ぐためにも、急を要する更新未了の100キロの鉄管対策は中期経営計画に示した4年で40キロでは市民の不安は拭えません。早急に更新を進めていくこと、そのための必要な財源を確保していくべきと考えますが、見解を伺います。

次は市第38号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第2号）についてです。

まず補正予算の信用保証料助成事業、中小企業融資事業についてです。

今回3つの融資制度を創設するものですが、特に賃上げおうえん資金について伺います。

人材確保や物価高騰への対応を踏まえ、賃上げに取り組む中小企業が円滑に資金調達できるよう融資制度を創設するとしています。賃上げ応援の視点はよいと思いますが、応援の内容が融資でいいのでしょうか。横浜の中小規模事業者は全事業所の99.6%、働く人の60.3%は中小規模事業者の労働者です。中小企業の賃上げこそが日本経済の再生の最重要課題という声は大きくなっていますが、横浜でも賃上げは直接経済の好循環に結びつくのは明らかです。政府も中小企業の賃上げ環境の整備が最優先課題と認めております。ところが、中小規模事業者の皆さんからは、賃上げはしたいけれども、社会保険料の事業主負担、人件費を価格へ転嫁することは取引先が認めないと賃上げの厳しさが語られます。横浜市としてできることがあるはずです。例えば賃上げに係る社会保険料が増となる事業主負担の減額も考えられます。平塚市は従業員の基本給を上げる事業者を

応援する奨励金制度を進めています。厚木市、仙台市、北九州市は、国の業務改善助成金を活用しつつ市独自の補助金を上乗せしています。

物価高騰で苦しむ市民の生活に直接力を発揮するように中小規模事業者の賃上げを応援するのであれば、融資の創設に予算を使うのではなく補助金制度を創設すべきと考えますが、見解を伺います。

次は青葉区総合庁舎浸水対策工事についてです。

浸水想定区域内で電気室が地下にある横浜市の8つの区庁舎のうちで青葉区庁舎での浸水対策工事を実施するため新たに債務負担行為を設定するものです。今回の工事で電気室が2階以上に上がることを期待しましたが、地下のままであります。地下の電気室が浸水被害に遭ったときには非常用電源では区役所機能は維持できません。青葉区の洪水ハザードマップでは、想定し得る最大規模の降雨による氾濫を前提とした予測では区役所周辺は0.5メートルから3メートルの浸水、1階の天井を超えて浸水する深さと示されています。また、横浜市は今年の夏は1896年の統計開始以来最も暑い夏となっています。豪雨についても予測がつかない可能性があります。青葉区庁舎周辺地域での浸水被害が発生する状況下でも青葉区は区役所機能及び災害対策本部機能が維持できる浸水対策とするべきと考えますが、今回の浸水対策工事はそうなっているのかどうか伺います。

さらに、電気室が地下にある区役所について、区役所機能を喪失することのないよう区役所の上階に電気室を設置することを浸水対策として進めるべきと考えますが、市長の見解を伺い今回の質問を終わります。（拍手）

○副議長（尾崎太君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） みわ議員の御質問にお答えいたします。

市第18号議案について御質問をいただきました。

東部斎場の予定どおりの開所に向けた決意ですが、火葬待ちの長期化を解消し、将来にわたる火葬の安定供給を実現するためにも本斎場は必要不可欠な施設であります。鶴見区の皆様を含めて東部斎場の開所を期待する声に応えるために令和9年3月の供用の開始に向けて着実に整備を進めまいります。

交差点への信号機設置を引き続き県警に対して求めていくべきことですが、神奈川県警との協議の結果、斎場開所後に想定される交通量では信号機の設置は困難と判断されました。開所後、想定よりも交通量が増加して激しい渋滞が発生するなど周辺の交通環境に変化が生じた場合には改めて神奈川県警と協議をいたします。

市第21号議案について御質問をいただきました。

地域防災拠点を増やす必要があるとのことですが、現在459か所の地域防災拠点や補充的避難所等で避難者を受け入れることとしております。地震防災戦略では補充的避難所の機能強化や市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先のさらなる拡充を図ることとしております。被害想定の見直しなども踏まえてしっかりと取組を進めてまいります。

市第38号議案について御質問をいただきました。

中小企業の賃上げのための補助金を用意すべきことですが、持続的に賃上げができる経営環

境を構築するためには中小企業の経営基盤の強化を図ることが重要です。本市では経営相談や専門家の派遣により抱える課題を見る化して販路の開拓や価格転嫁など中小企業の稼ぐ力を強化してまいります。また、業務の効率化や人材確保など個々の企業の状況に寄り添った支援を進めてまいります。

浸水被害が発生する状況下での青葉区災害対策本部の機能維持についてですが、今回の浸水対策工事では想定される浸水深を上回る高さの止水板や止水壁の設置等を行う予定にしております。これにより建物内部への浸水を防ぐことができるため区の災害対策本部としての機能を維持できると考えています。

区役所機能を喪失することがないよう今後の浸水対策を進めるべきとのことですが、浸水想定区域にある区庁舎においては区の実情に応じて代替施設を指定するとともに止水板の設置や災害対策用発電機、排水ポンプ、土のう等を備えております。電気室が地下にある区庁舎については区の災害対応機能を維持するため引き続き必要な浸水対策を進めてまいります。

以上、みわ議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問については水道局長から答弁をいたします。

○副議長（尾崎太君）山岡水道局長。

〔水道局長 山岡秀一君登壇〕

○水道局長（山岡秀一君）水第1号議案について御質問をいただきました。

漏水調査の早期の着実な推進についてですが、漏水調査は行政区ごとに2年から3年周期で実施しており、今年度は7行政区で実施しております。今回の事故を受け残る11行政区につきましても全ての鋳鉄管を追加で調査することとしています。また、来年度以降も市内全域で鋳鉄管の漏水調査を継続してまいります。

漏水調査は市職員が直営で行い人材育成を進めるべきとのことですが、漏水箇所を特定するには長年の経験による技術が必要で人材育成や技術継承が必要となります。また、災害時における即時対応力を確保する観点からも一部の行政区では直営による調査を実施しております。今後もこの技術を絶やさぬよう人材育成に努めてまいります。

鋳鉄管の更新を早急に進め必要な財源を確保していくべきとのことですが、鋳鉄管の更新は横浜水道中期経営計画に基づき重点的に進めていますが、本市や他都市での漏水事故を踏まえ、国道などの緊急輸送路に埋設された鋳鉄管を優先し迅速に取り組んでまいります。また、物価高騰により工事費が大幅に上昇しているため、財源の確保に向け引き続き国に対し財政支援を要望してまいります。

以上、御答弁申し上げました。

○副議長（尾崎太君）以上で質疑は終了いたしました。

○副議長（尾崎太君）ただいま議題となっております案件中、市報第9号から市報第14号まで及び市報第17号から市報第19号までの9件は、いずれも指定事項等の報告でありますので、以上で御了承願います。



○副議長（尾崎太君） 次に、日程第28、市第26号議案を議題といたします。

本案に関しましては、地方自治法第117条の規定により、該当の方の退席を求めます。

〔該当者退席〕

○副議長（尾崎太君） 副市長から説明のため発言を求められておりますので、これを許します。伊地知副市長。

〔副市長 伊地知英弘君登壇〕

○副市長（伊地知英弘君） 市第26号議案について御説明いたします。

本案は、指定管理者の指定に関するものであります。潮田地域ケアプラザ等について指定管理者を指定しようとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（尾崎太君） これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。横山勇太朗君。

〔横山勇太朗君登壇、拍手〕

○横山勇太朗君 自由民主党の横山勇太朗です。会派を代表して、市第26号議案地域ケアプラザの指定管理者の指定に関連して質問いたします。

地域ケアプラザは身近な福祉、健康の拠点として地域の皆様から大変頼りにされている施設です。第1館目がオープンした平成3年度は介護保険制度も指定管理者制度も地域包括ケアシステムの考え方もない時代でしたが、将来を見越して着実に整備が進められ、今では146の地域ケアプラザが市民生活をしっかりと支えています。この議案はそのうちの106施設についての議案ですが、高齢者人口の増加や地域の担い手不足などから地域ケアプラザへのニーズも一層高まっているものと思います。

そこで改めて、地域ケアプラザの果たすべき役割について市長の認識を伺います。

地域ケアプラザは地域の皆様にとってとても大切な施設だと思います。しかし、昨年度から今年にかけて各区で候補者選定が進められた際には現指定管理者が応募されなかつた施設が複数あり、中には初回の公募ではどの団体からも応募がなく再公募になった施設もあると聞いています。

そこで、地域ケアプラザの指定管理者選定において初回の公募で手が挙がらなかつた施設があることへの受け止めについて市長に伺います。

現在、地域ケアプラザは社会福祉法人などに施設の運営を委ねていますが、整備開始から30年以上が経過し様々な課題を抱えています。現指定管理者が応募されなかつたこと以外にも施設の運営に不可欠な空調設備や給湯設備などが耐用年数を超え、暑い夏や寒い冬に不都合が生じても修繕がなかなか進まないなどの課題も抱えていると聞いています。指定管理者制度については今後も持続可能な制度となるよう令和7年度に市全体で制度の見直しを行うものと聞いています。地域ケアプラザが今後も地域の皆様の生活を支えられるよう、ぜひ指定管理者制度見直しの取組なども通じて安定的かつ継続的な施設運営が可能となる環境を整備するよう要望し、自由民主党横浜市会議員団を代表しての御質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（尾崎太君） 山中市長。

[市長 山中竹春君登壇]

○市長（山中竹春君） 横山議員の御質問にお答えします。

市第26号議案について御質問をいただきました。

地域ケアプラザの果たすべき役割の認識ですが、地域ケアプラザは福祉、保健に関する様々な相談に応じるほか地域活動の積極的な支援など地域包括ケアの中核を担う施設であると認識しております。これらの役割を引き続き果たしていくことが重要だと考えています。

指定管理者選定の初回公募で応募がなかった施設があることへの受け止めですが、今回御審議いただく106施設のうち1施設におきまして初回公募で応募がございませんでした。要因といたしましては、必要な人材の確保が難しくなっていること、また、業務量が増大していること、介護保険事業の収支が厳しいことなどが影響したと受け止めております。地域ケアプラザが将来にわたり役割を果たしていくよう現状の課題を分析いたしまして対策を検討してまいります。

以上、横山議員の御質問に御答弁を申し上げました。

○副議長（尾崎太君） 次に、かざまあさみ君。

[かざまあさみ君登壇、拍手]

○かざまあさみ君 立憲民主党横浜市会議員団のかざまあさみです。会派を代表し、市第26号議案地域ケアプラザの指定管理者の指定に関連して市長に伺います。

地域で頼りにされている地域ケアプラザですが、今回の議案では5つの地域ケアプラザで現指定管理者とは異なる団体が指定候補者となっています。今まで本市において異なる団体が指定管理者になる件数は1から2件と聞いており、今回は大幅な変更になると認識しています。市民からの相談に対応し地域づくりを共に担ってきた指定管理者が変更になることは地域の方々にとってとても大きなことです。指定管理者が変更となる施設については地域の方々が安心できるよう確実な引継ぎをしていただきたいと思います。

今回現指定管理者が応募しなかった背景には地域ケアプラザで働く専門職の確保が困難であるという課題を伺っています。人材不足は全国的な課題であり、すぐに解決するのは難しい状況です。特に本市の地域ケアプラザは土日も含めたシフト勤務のため働く職場として選ばれにくいとの声があります。また、業務の大半を占める相談業務については平日に比べ土日の相談件数が少ないとも伺っています。

そこで、地域ケアプラザで働く専門職の確保に向けて実態に合わせた相談体制とすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

専門職不足は地域ケアプラザだけの課題ではなく、高齢者施設や福祉事業所からはケアマネジャー やホームヘルパーなどの不足、そして人材不足による事業所閉鎖など介護福祉人材の確保に対する切実な声が寄せられています。生産年齢人口減少という全国的な課題ではありますが、高齢者人口の増加がさらに見込まれる中、全国最大の基礎自治体である本市において安定的に介護サービスを担える人材を確保できるのか大変危惧しております。

そこで、さらなる高齢者人口の増加に対応した介護人材の確保に向けてどのように取り組んでい

くのか、市長に伺います。

シニア世代の方々が介護や福祉サービスの提供を心配することなく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように介護福祉人材の確保に一層取り組まれることを要望し、質問を終わります。

(拍手)

○副議長（尾崎太君） 山中市長。

[市長 山中竹春君登壇]

○市長（山中竹春君） かざま議員の御質問にお答えします。

市第26号議案について御質問をいただきました。

地域ケアプラザで働く専門職の確保に向けて実態に合わせた相談体制とすべきとのことですが、平日の相談件数と比較して日曜祝日が4分の1程度と少ないことから、これまで夜間に限定していたコールセンターによる相談受付を日曜祝日の日中時間帯にも拡大することを検討していきます。こうした取組により専門職の勤務を平日中心とし働きやすい職場として専門職の確保につなげまいります。

介護人材の確保に向けた取組ですが、資格取得から就労までの一体的な支援を行うことで新たな介護人材を確保します。また、若年層に向けて介護の仕事の魅力を発信することで将来の介護人材の確保につなげていきます。さらに、外国人材を受け入れる事業者への支援を積極的に進めてまいります。引き続きあらゆる手立てを講じ介護人材の確保に向けてしっかりと取組を進めてまいります。

以上、かざま議員の御質問に御答弁を申し上げました。

○副議長（尾崎太君） 次に、みわ智恵美君。

[みわ智恵美君登壇、拍手]

○みわ智恵美君 日本共産党を代表し、市第26号議案地域ケアプラザの指定管理者の指定について伺います。

市独自施設であり、地域包括支援センター機能を担う地域ケアプラザは146か所ありますが、そのうちの106か所の指定管理の指定が行われるもので。市の第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画では施策の方向として、独り暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加に対し地域での孤立を防ぎ支援が必要な人を適切に把握し相談につながるようにと地域包括の機能強化がますます求められています。しかし、地域ケアプラザは高齢者だけでなく子供、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう身近な福祉、保健の拠点として存在しています。地域ケアプラザからは役割を果たすには指定管理料が足りない、増やしてほしいとの声を伺っています。

地域ケアプラザに求められている公共サービスを実践するには人の配置も含めて指定管理料を引き上げることが必要と考えますがどうか、伺います。

また、指定管理者からはどこも人材確保が難しいという声が上がっています。指定管理施設で働く職員の賃金は地域の賃金水準に合致したものとする処遇改善、業務量に見合った職員配置ができる指定管理料が必要なのです。そして地域ケアプラザとして安定した公共サービスを提供するには指定管理者だけでなく行政が一体となって地域での支援を行っていくべきと考えますがどうか、伺

います。

地域包括ケアの充実がなお一層求められている現在、地域ケアプラザが機能するには対応する区役所における福祉分野の人員配置が欠かせません。市として責任を持って福祉分野の人材を拡充することを要望し、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（尾崎太君） 山中市長。

[市長 山中竹春君登壇]

○市長（山中竹春君）みわ議員の御質問にお答えします。

市第26号議案について御質問をいただきました。

指定管理料の引上げについてですが、公募を行う際には指定管理業務に必要な人件費や事業費、管理費などを算定し指定管理料の上限額を設けています。今回の公募に当たっては昨今の人件費や物価の高騰を踏まえ上限額の見直しを行ったところです。今後も地域ケアプラザが地域の健康福祉の拠点として必要な取組が行えるよう社会情勢、運営経費について注視をしてまいります。

指定管理者だけでなく行政が一体となって支援を行うべきことですが、現在も区役所と地域ケアプラザで支援が必要な方の情報を共有し支援方針の検討や必要なサービスの調整などを行っています。福祉的な課題が複雑化、また多様化する中で支援を必要とする方が増えてきております。今後も区役所と地域ケアプラザが連携して地域の生活を支援してまいります。

以上、みわ議員の御質問に御答弁を申し上げました。

○副議長（尾崎太君）以上で質疑は終了いたしました。

